

第 2 回

# 新宿区障害者施策推進協議会

令和4年10月26日（水）

新宿区福祉部障害者福祉課

午後 1時30分開会

○障害者福祉課長 本日は皆様お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

障害者福祉課長の稲川と申します。本日はよろしく願いいたします。

これより令和4年度第2回新宿区障害者施策推進協議会を開催いたします。

開催に当たりまして、委員の出欠状況について御報告いたします。

本日の御欠席は、事前に御連絡いただいていた方が、村川会長、志村委員、栗屋委員、平井委員、菅野委員、野澤委員となります。

また、御連絡はいただいけません、力武委員と星野委員がまだお越しになっておりません。関原委員につきましては、遅参の御連絡を受けております。

本協議会につきましては、新宿区障害者施策推進協議会条例第7条1項におきまして、委員の過半数以上を定足数と定めておりますので、本日は会が成立していることを御報告いたします。

また、この協議会での御発言は、議事録作成のため録音をさせていただきます。議事録は、後ほど区のホームページで公開をさせていただきますので、御了承ください。

本日は、会長が御欠席のため、条例の第5条により片岡副会長に会長の代理をお願いいたします。

それでは、片岡副会長、進行をよろしく願いいたします。

○片岡副会長 本日、会長の代行をさせていただきます片岡でございます。

ただいまより令和4年度第2回新宿区障害者施策推進協議会を開催いたします。

これからお手元でございます本日の次第に従いまして、議事を進めてまいります。午後3時半までの2時間ということでございますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の議事は、令和4年度新宿区障害者生活実態調査についてということでございます。

資料の確認を、事務局、お願いいたします。

○福祉推進係主任 では、資料の御確認をさせていただきます。

本日は、事前送付資料として、資料1、令和4年度障害者生活実態調査の概要（案）。資料2、令和4年度障害者生活実態調査の概要（案）別紙。資料3、令和4年度障害者生活実態調査送付文案。資料4、令和4年度障害者生活実態調査記入支援会場一覧。資料5、令和4年度障害者生活実態調査票案（在宅の方）。資料6、同じく調査票案（施設に入所している方）。資料7、同じく調査票案（児童（18歳未満）の保護者の方）。資料8、同じく調査票案（サービス事業者の方）。資料9、障害者生活実態調査及び協議会開催スケジュール。

そして、調査票案に関する意見用紙も事前にお送りしたところです。

また、資料1と資料2は、机上に差し替えを御用意しております。

そのほか、机中には、本日の次第と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要。そのほか、新宿区障害福祉計画、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画、新宿区障害者生活実態調査報告書を御用意しております。

資料の不足がございましたら、恐れ入りますが、事務局までお知らせください。

○片岡副会長 それでは、令和4年度障害者生活実態調査の協議に入ります。

8月の第1回協議会の後で、第3回専門部会で障害者生活実態調査の実施についての協議を深めてまいりまして、調査の実施に向けた作業を進めてまいりました。本日は、その最終確認を行うことが主眼となります。

それでは、事務局から御説明よろしく願いいたします。

○福祉推進係主任 説明に先立ちまして、この調査の実施に関しまして、委員の皆様から貴重な御意見、御指摘をいただきましたこと、お礼申し上げます。いただいた御意見を可能な範囲で反映させ、修正いたしましたものを本日の資料としております。

まず、お手元の差し替え資料1、障害者生活実態調査の概要を御覧ください。

調査に関しましては4種類ございます。在宅の方、施設に入所している方、18歳未満の保護者の方、そしてサービス事業者の方対象となります。

調査の対象者及び調査内容の詳細につきましては、資料2で御説明をさせていただきます。

調査期間について、11月16日、水曜日から12月9日、金曜日の約3週間を予定しております。調査票の発送は、11月16日を予定しております。郵送事情を鑑み、前回、専門部会で御案内していたよりも若干期間を前後に延ばしております。

調査方法は、郵送による配布、郵送による回収もしくはインターネット回答を基本とします。

なお、今回、医療的ケア児の保護者の方、数世帯につきまして、調査票に基づくヒアリングを行う予定にしております。

調査票には、資料3の送付文と資料4の記入支援一覧を同封いたします。

アンケートの記入支援につきましては、資料4のとおり、区役所に加えて区立障害者福祉センター、社会福祉協議会の視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーにて障害に配慮した記入支援を行います。

次に、差し替え資料2を御覧ください。

こちらの内容をかいつまんで御説明させていただきます。

4種類の調査のうち、在宅の方の調査だけを抽出調査といたします。在宅の方の調査人数につきましては、概数で5,000人で層別抽出を行いますが、障害の種別や年齢構成に配慮した層を設定し、その層の中での無作為抽出を行うというものです。

また、グループホーム及び福祉ホームの入居者につきましては、悉皆調査を行います。

資料の下のほうには、前回、令和元年度に実施した調査との比較が4種類の調査ごとに載せてあります。

在宅の方については、令和4年度の主な追加・削除項目としましては、削除項目、障害や心身の不調に気づいた時期、障害等についての受診状況、災害時要援護者登録名簿への登録状況、セルフプランの理由、セルフプランで困ったこと。追加項目としましては、性別の選択肢に「その他」や「無回答」を追加、また、必要とする医療的ケアの種類、通信機器の利用、趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動状況、新型コロナウイルス感染症の影響などとなっております。

次に、施設に入所している方につきましては、削除した項目が、障害者虐待防止法の認知。追加項目については、性別、選択肢に「その他」「無回答」を追加、また、必要とする医療的ケアの種類、新型コロナウイルス感染症の影響となります。

次に、児童の保護者の方、こちらは削除した項目が、障害や特性について家族が気づいた時期、受診状況、災害時要援護者登録名簿への登録状況、セルフプランの理由、セルフプランで困ったこと。次に、追加項目としまして、性別選択肢に「その他」「無回答」を追加、必要とする医療的ケアの種類、介助者の選択肢に「兄弟姉妹」などを追加、また、きょうだい児に対する悩みや不安についての設問を追加したほか、趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動状況、新型コロナウイルス感染症の影響。

最後に、サービス事業者の方向けの調査票に関しましては、修正項目として、障害者虐待のための取組。追加項目としまして、区主催研修への希望、地域移行促進のために必要なこと、地域づくりのために区が力を入れるべきこと、新型コロナウイルス感染症の影響などとなっております。

こちらに記載しておりますのは一部となりますので、後ほど調査票に沿って詳しく御説明をいたします。

発送数に関しまして一番下の行を御覧いただきますと、在宅の方は発送数、約5,000人。

施設に入所している方については、およそ220人。児童の保護者の方につきましては、前回902人発送したんですけれども、今回二百数十名増えまして約1,140人を予定しております。サービス事業者の方につきましては、前回は153事業所に対して、今回およそ200事業所を予定しております。

資料2に関して、説明は以上となります。

○片岡副会長 前回は比べて、例えばコロナ関連の影響に関しての御質問とか、あるいは発送数が変わらないものもありますし、少し増えているような、児童とか事業者さんについては若干増えているというようなこともございます。

ただいまの御説明に対しまして、御質問、あるいは御意見ございましたら、どうぞお手を挙げていただければと思います。

御質問ございませんでしょうか。

それでは、調査の概要に関する協議に関しましては終了とさせていただきます、次に、調査票に関する修正に移りたいと思います。

では、説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 それでは、お手元には資料5、在宅の方対象の調査票を御用意ください。

時間が限られておりますので、前回、8月1日の第1回協議会や8月31日の第3回専門部会の中で行われました御議論からの修正点に関して、主な変更点をかいつまんでページ数と併せて御説明申し上げたいと思います。

まず、調査票の1、前書き部分で、前回、全体会でファクスを所有していない聴覚障害者の方もいるので、メールなどほかの手段でも問合せの受付をしてほしいという御意見をいただきました。

これに関して、このためにメールアドレスを新たにつくるなどして掲載はできませんでしたが、その代わりに新宿区区民意見システムというのがございまして、インターネットにて回答をいただけるようになっておりますので、そのURLを掲載しております。

次に、1ページ目の問4を御覧ください。

こちらは、「あなたと一緒に住んでいるのは誰ですか。」という設問で、こちらは「子(18歳未満)」「子(18歳以上)」というふうに選択肢を分けております。

その次に、10ページを御覧ください。10ページの間24になります。

こちらは、障害者が一般就労するためにはどのようなことが必要だと思いませんかという設問だったんですけれども、ここまでの設問で「あなたが」ですとか「あなたは」という問い

かけが続くのに対して、いきなり「障害者が」というのが少し唐突な印象を受けるので、「障害のある方が企業などで働くためにはどのようなことが必要だと思いますか。」という聞き方を変えております。

次に、20ページの間35、新型コロナウイルス感染症の影響についての設問について、こちらも選択肢を少し見直しております。新型コロナウイルスに御本人ですとか御家族が感染した場合の対応ですとか困り事を聞く設問として、その次に間36として、「新型コロナウイルス感染症に自分や家族が感染した方に伺います。どこで療養し、どのようなサービスを使用しましたか。また、困ったことがあれば自由にご記入ください。」という設問を設け、間35については、選択肢を少し整理をしております。

在宅の調査票については、以上となります。

○片岡副会長 在宅の方に関しまして、御質問とか御意見ございましたら、お願いいたします。

幾つか修正点が挙げられたかと思えます。

小沢委員、お願いいたします。

○小沢委員 質問項目の34ですかね。避難所の関係のところなんですけれども、5番に要援護者の名簿の登録の状況の選択肢があるんですけれども、先ほどの削除項目では、登録名簿は削除したというのは、私のところで、実は私は墨字は分かりませんので、点字やパソコンにテキストファイルで来るんですが、その中でこれが入っていたのと。

それからもう一つ、私の来た資料では9番に、これはなぜか「要配慮者」と書いてあるんですが、要援護者と配慮者との区別が新宿区内、役所の中で区別を何かしているのかと。

このところに、セルフプランの関係があるんですけれども、先ほどの削除項目でも、これは削除しましたという話だったんですけれども、私のところに来た資料では、これが入っているので、一番最新のは削除されているんですか。34番の、私では9になっていましたけれども。要配慮者、セルフプラン。

○障害者福祉課長 事務局からお答えします。

先ほど概要のところの説明をした災害時要援護者名簿への登録を削除したというのは、それだけの単独の質問項目がありましたので、その単独の質問項目を削除いたしました。

この小沢委員から御指摘の間34につきましては、選択肢の中の一つですので、そこについては削除をしない形で資料は作成しております。

もう一つが、要援護者と要配慮者なんですけれども、これはそれぞれ固有名詞でございます、「災害時要援護者名簿」という一つの名簿の名前と「要配慮者災害用セルフプラン」

という一つの政策の名称というところで、それぞれ固有名詞になっておりますので、このような違いがあるというところで御認識いただければと思います。

○小沢委員 結果的に同じことを言っているわけですか。私は実は登録していますが、要援護者でもあるし、要配慮者でもあるということですか。

○片岡副会長 担当のセクションによって呼び方が違うことですか。

○障害者福祉課長 セクションによってといたしますか、それぞれそういったものがあると、まず思っていたきたいんですけれども、要援護者より要配慮者のほうが、若干、概念としては幅広い概念を持っております。

○小沢委員 別のものとして解釈するわけですか。

というか、これはその調査対象になった人が、この同じ言葉が2つ出ていて、一体これは自分は何なんだろうと心配されることになるのではないかということが危惧されますので、そういう確認をさせてもらいました。

○障害者福祉課長 これは、2つは別のものというふうに認識をしていただきたいと思います。

まず災害時要援護者名簿につきましては、災害時に援護を必要とする方が登録をしていただき、その名簿を民生委員さん等にお配りすることで、災害が起こったときに配慮、援助をいろいろもらえるというようなものになっております。

また、要配慮者災害用セルフプランにつきましては、御自分で災害時のいろいろなことを記載したものを保管をすることで、災害時に役立てるというものになっておりまして、それぞれ別のものというところで御認識いただければと思います。

○小沢委員 私はその説明で分かりましたけれども、本当は何かちょっと違うかなと思うんですが、この調査を受けた人が疑問を感じるのではないのかなと、そういう心配はあります。

もう一つ、災害時の個別避難計画、これは自分でつくるのではなくて役所のほうで作成するんじゃないんですかね。そういうことに、何か国会の法律で去年、努力義務から義務化に変わったと思いますが、まだ区のほうへ下りてきていないんでしょうか。

○障害者福祉課長 災害時の個別支援計画につきましては、新宿区では、ここに記載の要配慮者災害用セルフプランでその機能を有しているのです、こちらでやるというところで、作成はしておりません。

○片岡副会長 春田副会長、何か補足はございますか。

○春田副会長 小沢さんがしつこく質問しているのは、これがよく分からないから、非常に分かりにくい。それで、国の通達とかとまた違うやり方をするとか今言われているから、余計

こんがらがっちゃうんだよね。もうちょっと、何かすっきりしたいですね、これは。

○小沢委員 一番最初に質問したのは、同じ問いの中に要援護者と要配慮者の2つのことが出ておりましたので、この区別は一体何だろうかなと思って、その違いがあるのかなというのを疑問に持ったものですから、質問させてもらいました。

今さら、恐らくこれを変えるというのはもう無理だろうと思いますので、恐らく質問される対象者もいると思いますので、そのときにきちっと答えられるようにしてもらえばいいんじゃないかと思いますが。

○片岡副会長 事務的には違う名詞がついているということなんですね。言ってみれば、要援護者よりも要配慮者のほうが、少し幅が広いという解釈をされているということです。それでよろしいですか。どうぞ。

○障害者福祉課長 これは、それぞれがその固有名詞ですので、名称を変えるということはいけませんけれども、こちらの災害時要援護者名簿のところは括弧書きがついておりますので、固有名詞というふうに見えるんですけれども、要配慮者災害用セルフプランのところは何もついておりませんので、そこに括弧書きをつけて、これも一つの名前だというところが分かるように記載をしたいと思います。

○片岡副会長 そのほうが分かりいいかもしれませんね。

○春田副会長 いずれにしても、何か災害が起こったとき、我々がどうなるかというのが極めて不安な状況があるわけですね、もともと。

それで、例えば私が今住んでいる11階のマンションの部屋で独り暮らしをしているんだけど、そこで大地震が起こると、もう震度4以上はエレベーターが止まっちゃうから、私は部屋の中で籠城することになるんですね。そういうときに、果たして誰がどうしてくれるのかというのは、極めて不安ですよ。

ただ、あまり期待していないです、だから。そのときはそのときだなど、なるようにしかならないというふうに思っているんで、あまり考えちゃうと暗くなるからね。だから、災害が起こらないことを祈るしかないんですけれども、その辺のデリケートなところをちょっとやっぱり配慮しないと、まずいとは思いますが。

○片岡副会長 ありがとうございます。

このほかに何か御意見は。お願いします。

○熊谷委員 東京都立中部総合精神保健福祉センターの熊谷と申します。

専門部会での検討状況についてお教えいただきたい点があるのですが、この在宅の方対象

の21ページの間36でございます。「新型コロナウイルス感染症に自分や家族が感染した方に伺います。」で始まるものなんですけれども、特に部会の中で、この項目が新たに追加された理由と、それから、この項目の中で何を特に把握されたいのかという議論があったかを、まず御説明いただければと思います。お願いいたします。

○障害者福祉課長 この問36については追加をさせていただいておりますが、専門部会ので出た御意見で、新型コロナウイルス感染症の影響というところで、いろいろ選択肢につきまして御意見をいただいたところです。

その中で、選択肢の数がすごく膨大になってしましまして、回答がなかなか困難だというような状況になりましたので、これは一般的に新型コロナの影響というところと、実際にかかった方がどういう影響を受けたかというところを分けて設問にしたほうが、回答もしやすいですし、こちら整理がしやすいというところで、このようになりました。

ただ、かかった方へのことにつきましては、選択肢というのがなかなか挙げるのが難しかったものですから、ここは自由記載という形で、いろいろ体験を書いていただきたいと考えております。

○熊谷委員 御趣旨はあらまし分かったんですけれども、問36が極めて複雑な構造になっていて、まず「自分や家族が感染した方」対象のみが回答の対象となるということが1つある。そこでも自分と家族というのは判断が要することと。あと、「どこで療養し」というのと「どのようなサービスを使い」というのがまた分かれ、さらに、「また、困ったことがあれば」というふうに、5段階ぐらいのことを1つのもので問うているので、答えるほうでも、どこに焦点を置いて答えるのか、ちょっと困るかもしれないと思うので。

もし、つまり自由記載という、選択肢が多いので、御趣旨は分かるんですけれども、どの部分に回答を、焦点を当てればというのがある程度分かるようにされてもよいかなというので、もし自分や家族が感染したか感染していないかということで、まず1つの固まり。それから、どこで療養したかというのが、自宅か宿泊療養施設か入院かみたいな固まりがあり、どのようなサービスというのが、これはちょっと私自身、東京都のサポートのサービスのことなのか、それともコロナに感染した関連で別途生活支援の何かを確保したという意味なのか、ちょっとここは迷うと思うのと。

困ったことというのが、病気の状態のために困ったことを中心に書くのか、それとも障害があるために、既存の在宅療養や宿泊療養などでは、なかなか自分のニーズが満たされなかったというふうなことを中心に書くのかというのが、何か工夫があると書きやすくなるのと。

これが返ってきたときの分析が非常にばらつきが出てしまって、自由記載をできるだけ列挙にするにとどまってしまって、今後、つまり新たなパンデミック、感染症の問題が起こったときの区の取組に生かせるものになればいいとは思っているんですけども、それに堪えるようなデータになるのかなというのが、ちょっと心配になった次第です。

ちょっと長くなりましたけれども、問36の趣旨は分かるんですけども、答えづらさをどうするかという質問でございます。

○片岡副会長 専門部会では、このコロナの状況の中で、実際に経験した方の体験とか具体的なことを少しお聞きしようということだったと思うんですが、事務局、どうでしょうか。

○障害者福祉課長 委員御指摘のとおりでございます。問35と36を分けた際に、先ほどたくさん選択肢が出てきてしまったとお伝えした中での、感染した経験がある方の選択肢を一つの文章にまとめてしまいまして、このようになっております。

ここにつきましては、もう少し回答がしやすく、また分析もしやすいように、ちょっと文言を工夫させていただきたいと思います。

○熊谷委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○片岡副会長 では、事務局に少し検討していただくということで。

ほかにもございますでしょうか。柳田委員。

○柳田委員 ちょっとした確認で、すみません。

宿泊型自立訓練というところが、施設入所のカテゴリーでは今回の調査ではないと明記されているようなので……。

あえて言うなら13ページ、ちょっと前のところなんですけど、生活訓練の中で宿泊型自立訓練を行うという解釈は十分成り立って、計画でもそういう書きぶりのようなんですけども、つまり、自立訓練（生活訓練）と併記される形で宿泊型自立訓練となっているようですが、今回、宿泊型自立訓練を利用されている方は、調査対象としては、それを在宅と見て、将来使いたいサービスとかそういうところを選ぶところに宿泊型自立訓練がないものですから、ちよつとこら辺はどういうふうを考えるのかなということが頭に浮かびました。

あえて、提案もしちゃうと、13ページの生活訓練の後に「宿泊型を含む」みたいな表記で加えれば足るかなとも思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○片岡副会長 事務局、いかがですか。お願いします。

○障害者福祉課長 今現在、宿泊型自立訓練は2年という中で対象とされるというところで、入所には入れていないところがございます。

実際に、在宅のところで宿泊型自立訓練の利用意向がないという御指摘につきましては、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○片岡副会長 在宅の方対象ということで。

よろしいですか。

○障害者福祉課長 すみません。追加で申し訳ございません。

13ページのところに「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」とありますが、そこに宿泊型の御希望のある方も、ここの欄で通所か宿泊かは別にして、こちらで書いていただけるように、何か分かるような表記にしたいと思います。

○片岡副会長 では、それでよろしいですか。お願いいたします。

では、在宅の方については、ほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に施設に入所している方に関する修正に移っていただきたいと思います。御説明、お願いいたします。

○福祉推進係主任 資料6の調査票を御覧ください。

こちらについて、大きく変更した点は特にはございませんが、8ページ目を御覧ください。

問19です。成年後見制度の利用を考えていない理由を問う設問ですが、新宿区の成年後見制度利用促進検討会で御意見をいただきまして、将来にわたって制度の利用を必要としない方もいらっしゃるということで、「1 まだ、制度の利用を必要とする状況ではない」という選択肢について、「まだ、」というのを削除しております。

○片岡副会長 では、施設に入所している方を対象にした質問、調査票につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

○加藤委員 ちょっと戻って申し訳ないんですけども、今の8ページの6の新型コロナウイルス感染症の影響について、これはかなり答えやすいと思うんですね。感染した際。

問20ですが、かなりこれは答えやすいなと思ったんです。このような大変答えやすい質問が在宅の方にはないということになっているわけですね。先ほどの新型コロナウイルス感染症のお話を、在宅の方は20ページです。むしろ、20ページの在宅の方にもほぼ同様の質問をしておくと、かなり状況がはっきりつかめるのではないかと思います。

施設内というところがちょっと違うかもしれないんですけども、それをもう一回考え直せば、先ほどの困ったこととかそういうような話が、より分かりやすくなるのではないかと思います。熊谷先生が見ていただければお分かりになるかと思います。

○熊谷委員 すみません、割り込みというか、今、加藤委員から私の名前が出ましたので。

私自身は、戻りますけれども、在宅の方の20ページの質問が、コロナ感染症の影響全般、本人や家族が感染したことではなく全般のことというふうなことで、これが施設の8ページの間20と、ほぼ同趣旨の選択肢なのかなと理解しております。

私が質問を差し上げたのは、在宅の方の36番ですね。感染を本人か家族がした場合のこの聞き方が、ちょっと回答に迷うのではないかということで、私は加藤委員言われるように、この施設の8ページの間20と在宅の20ページの間35は、基本的には同趣旨なので、よいのではないかなと思います。

○片岡副会長 在宅の場合と、確かに施設で感染症が起きた場合の対応というのは、やっぱりかなり現実には違うこともあったり困り方も違ったりと、面会の問題とかいろいろ出てきておりますが、ということなのかなと思いますが、事務局、いかがですか。

○障害者福祉課長 今、片岡副会長におっしゃってくださったように、やはりコロナにかかったとき、コロナに感染の不安がある状況でのいろいろなことにつきましては、在宅でフリーの状態でのところと、また施設というある程度限られた空間で、支援者もきちんと必ず確保ができるという状況での影響というのは違うというふうには認識しております。

ただ、加藤委員もおっしゃいましたように、共通の部分もちろんございますので、そこについては、改めて在宅のほうも分かりやすくなるように、問36も併せまして、もう一度文言を検討させていただきたいと思います。

○片岡副会長 同じ問いで大分答え方が違うということがありますので、比べていただいて調整できるところは調整していただければということで、加藤委員、よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

それでは、18歳未満の保護者の方対象の調査票の説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 資料7の調査票を御覧ください。

5ページ目の問14に関してですが、その前の「問13で「きょうだい児の世話が十分にできない」と回答した方にお聞きします。具体的にどのような悩みや不安を抱えていますか。」という設問です。こちらについて、少し選択肢を整理しております。そして、「きょうだい児の相談に十分乗ってあげられない」という選択肢を追加し、具体的にどのような悩みや不安があるのかをより分かりやすくしております。

その次に、7ページ目の問16です。「お子さんやご家族の方が困ったときに相談する相手は誰ですか。」ということで、10番の選択肢、ペアレントメンターに関して、専門部会でどの程度こちらが認知されているのかという御意見をいただきまして、括弧書きで「相談

の研修を受けた障害児等の保護者」というふうに注釈を追加しております。

次に、8ページ目の問18です。「障害などに関する知識や福祉に関する情報を、主にどこから得ていますか。」という設問に関して、こちらは事務局で追加をさせていただいている案ですが、選択肢として、保護者の方の中にはSNSによって福祉に関する情報などを得ている方もいらっしゃるということで、選択肢6番、インターネット、こちらを「インターネット（ホームページやブログの閲覧など）」として、その次に、「7 SNS（Facebook、Twitter、Instagram、Youtubeなど）」というふうに分けております。その次に、同じ設問の14番として「相談支援専門員」を追加しております。

22ページ目の新型コロナウイルス感染症の影響についてなんですが、児童の方についても在宅の方と同様に、問37「新型コロナウイルス感染症にお子さんや家族が感染した方に伺います。どこで療養し、どのようなサービスを使用しましたか。また、困ったことがあれば自由にご記入ください。」としておりますが、先ほどの在宅の調査票の同様の設問に関する御意見も踏まえて、こちらは検討させていただきたいと思っております。

問38から40を回答するに当たっての解説につきまして、不当な差別的取扱いの禁止に関して、例示として、「障害を理由に施設の利用を拒否される」としております。こちらは、修正前は、「障害を理由に窓口対応を拒否される」、「窓口」となっていたのを児童の方への調査なので「施設の利用」というふうに修正をしております。

○片岡副会長 それでは、18歳未満の保護者の方対象の調査票について、ただいまの御説明がありましたけれども、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

○熊谷委員 今、事務局から御説明があったのでお願いしたいなと思うんですが、22ページ、問37の新型コロナウイルス感染症にお子さんや家族が感染した場合ということなんですが、これはかなり問題が深刻で、今なお続いていて、保健所の方もおられますけれども、濃厚接触者という、言わば制度上の規定があるために、片方が感染すると家族は外に出られない。

それから、当初は原則入院というふうなことの中で、2020年当時は、私の記憶では、あまり子どもは罹患しないけれども、親のほうに罹患するような病気だった頃は、親が罹患してしまうと家にいなければならない、そして、子どももなかなか親の動向で、何かサービスを利用されているお子さんも濃厚接触ということで外出ができない問題。

逆に、去年の暮れぐらいからの今の続いているオミクロンになると、子どもが先にかかった場合、親が仕事に行けないなどなどの、どちらが感染するにしても、それなりに深刻な問

題。それから、感染した場合の親御さんが入院などとなった場合に、子どものケアを誰が行うかというような問題など相当いろんな課題が出てくると思うので、できるだけそれらが分かるような形で回答を出してもらおうのが、今後に必要なのではないかなと思います。

○片岡副会長 コロナ関連でこの設問は新設したので、いろんな御意見があると思いますが、これも質問項目を入れたほうが良いという御意見でしょうか。

○熊谷委員 それは、つまり答えが今後の区の施策に生かされるような形で得られるような質問の在り方に工夫してはどうでしょうかと思うので、お子さんが感染した場合と家族が感染した歴があるとか、それから、療養についてはどこで、入院になったのか、それとも在宅で最近のオミクロン株のように何とかしのいでいるのかで、やはり随分状況が違うし。

それから、一番重要なのは、困ったことというのを上の2つの誰が感染したかということと、感染された方がどういうふうな治療が行われる必要があったか、必然的に濃厚接触で外出できない状態に感染していない家族もなるわけですので、3番目に困ったことは全般的に広く、上の2つをかみ合わせながら書いてもらう中で、次に今後、新宿区としてお取り組みいただく場合に、どういうことを準備すればよいかの参考になればいいのかなと思います。

○片岡副会長 事務局、いかがですか。

○障害者福祉課長 こちらにつきましても、在宅と併せて文言を修正させていただきます。

○片岡副会長 ほかに御意見はいかがでしょうか。

お子さんのことということなので、池邊委員、あるいは立原委員、いかがですか。

○池邊委員 子どものことというところでは、今の話から外れてしまうかもしれないんですけども、在宅要介護者等への新型コロナウイルス感染症緊急生活支援事業というのを新宿区でやっていまして、これは都の施策を受けたもので始まっていて、令和3年度のときは、家族等がコロナに感染して、要介護者本人は陰性だった場合は、ショートステイの病床を確保していただいたんですけども、実際、初めて行くショートステイを利用するのが難しい場合とかも多かったようなので、翌年の令和4年度になりますと、感染拡大期に病床が逼迫したときに入院等ができないときに、在宅療養を支援するためにヘルパーを派遣するというような事業に利用の形が変わって使えるようになったんですけども、いろいろ話を周りからも聞いたりしてみますと、そのときに、ヘルパーさんを派遣してくれる介護事業者が少なかったり、例えばヘルパーさんはいろいろなお宅を回ったりするので、いつも来ているヘルパーさんが来てくれるわけではなくて、やっぱり1人そういうおうちに行く人を決めてしまったりするので、いつものヘルパーさんが来てもらえないことがあったりすると、ではそれだ

とちょっと対応は難しいかもとって家族が遠慮してしまうようなこともあったように聞いていて、なかなか実績が伸びなかったというような話も聞いているので、施策を一生懸命考えてくださって、途中で利用方法が変わっても、本当にどういうのがそのときに役に立ったのかなというのは難しい問題だなと、私自身も周りからの話を聞いていて思いました。

なので、この書き方でいろんなことを、本当に困ったこと、何について一番困ったかということを書いていただいて、それを分析していただいて、施策に結びつけていただけたらいいのかなというふうに私自身は理解しております。

○片岡副会長 ありがとうございます。

自由に御意見を書いていただく部分もあったほうが良いというふうに思われるということですね。その辺は、また事務局、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。立原さん、よろしいですか。

○立原委員 このコロナのところについては在宅もみんな同様で、今、池邊委員からも御意見があったように、私たちも周りを見ていて、先ほど熊谷委員さんがおっしゃったように、最初のコロナのときと、またオミクロン株以降の状況は、本当に全然感染の経路とかも違って困り事も違っていたと思うので、その辺を実際にいろんな施策を考えていただいて、助かった部分があれば、考えていただけたけれども、あまり利用できなかったとか、そういう実態があるかなと思ひまして、今後の施策に生かしていただけるように、何か困り事を吸い上げてもらえれば良いなということで提案させていただきましたので、またちょっと文言等を整理していただいて、答えやすいような設問に変えていただけたらいいかなと思います。

○片岡副会長 ありがとうございます。

事務局、いろいろ大変だと思いますが、よろしく御検討のほどお願いいたします。

それでは、次へ行ってよろしいでしょうか。

サービス事業者の方対象の調査票の御説明、お願いいたします。

○福祉推進係主任 資料8を御覧ください。サービス事業者の方対象の調査票です。

5ページ目の問10です。「貴事業所では、人材確保のための取り組みをしていますか。」という設問で、前回の専門部会で、取組として実習生の受入れということもあるという御意見をいただきまして、「7 実習生を受け入れた」という選択肢を追加しております。

その次に、10ページ目の問18です。「貴事業所には、介護保険事業所を併設していますか。」という設問で、選択肢が、修正前は「介護保険サービスを併設している」としていたのですが、こちらを「介護保険事業所を併設している」と文言修正をしております。

○片岡副会長 実習生受入れの項目を増やしていただいたということですね。

これに関して、御意見ございますでしょうか。

○熊谷委員 中部センターの熊谷ですが、事務局に簡単な確認です。

資料2の、ちょっと戻ってしまうんですが、サービス事業者の方対象の調査では、指定障害福祉サービス事業所は入るけれども、指定一般相談支援事業所は入らないのでしょうか。

○障害者福祉課長 サービス事業者は、指定特定相談支援事業所を対象としております。

○熊谷委員 では、意見になってしまうんですけれども、12ページの間23、精神障害者の支援を行っている事業所で、長期入院者の地域移行を促進するための必要ということなんですけれども、先ほど私が指定一般とさせていただいたのは、指定一般相談支援事業所で地域相談支援ですね、つまり地域移行支援、地域定着支援を行うのは指定一般なので、その方々がこのことについて、精神障害者の長期入院と地域移行について、かなり大事な意見が拾えるのではないかなと思って、ここで回答してくるのは、多分グループホームとか、それから就労継続Bとかなどが想定されますが、できれば指定一般の方々の御意見もあってもいいのではないかなと、質問の趣旨からすると、そう感じた次第です。

これから対象の変更は難しい場合は、あくまでこういう意見ということでお聞きいただければと思います。

○障害者福祉課長 新宿区の現状としまして、指定特定のところが一般相談も一緒にやっていたというところがほとんどでございまして、特定相談をやらずに一般相談だけというような事業所は、把握をしていないというところがございまして。

○熊谷委員 ありがとうございます。御検討いただければと思います。

○片岡副会長 サービス事業者の直接の方はいらっしゃいましたか。

友利さんから、何かございますか。

○友利委員 精神障害者の支援施設で働いています友利と申します。

今、熊谷先生がおっしゃったように、一般相談のところでは、この情報といいますか、地域での大変なことをいっばいつかんでいらっしゃるとお思いますので、今、一般相談を入れてくださるということで大変うれしく思います。

ただ、特定と一般が一緒になっているというのも事実で、一部を除いて特定相談が中心で一般相談を受けている場合ではないという事業所もいっばいあります。また経営上、多数の特定相談を受け持ち、地域定着等のいろいろな生活支援をしています。職員が休職したり疲弊した状態になっているという実態があります。その辺も含めて抽出できるような形にして

いただけると、大変有意義だと思います。

3年前のこの実態調査でも、事業所からの回答率が悪かったということで、そのときの結果をもって、その時点でも後追いをしたほうがいいんじゃないかというような意見も出ていましたが、これに関しては、13ページに質問は以上で終わりです、投函してくださいで終わっているんですが、何か付け足すような、例えば御回答がない場合は、こちらから御連絡することがありますとか、何かそういう手だてはありますでしょうか。

○障害者福祉課長 まず、こちらの事業者の事業者名を書くかどうかというところが、1ページ目のところにございますけれども、一応、差し支えなければというところで、記名を必須とはまずしていないというところをございまして、無記名な場合に後追いの連絡が個別にはできないという状況になります。

ただ、回答をいただいたかどうかというのではなく、督促状とお礼状を合わせたもの、まだ出していない事業所は出してください、出していただいたところはありがとうございましたというようなものを途中で送らせていただきまして、回答率をなるべくアップさせたいというふうに考えています。

もう一つは、今、様々な機会で事業者の方と区の職員が会議等で会うところをございますので、そういったときには、協議会等で回収率について課題視されているというところもお伝えしながら、協力を呼びかけているところです。

○片岡副会長 よろしいでしょうか。

○友利委員 ありがとうございます。

実際のところ、障害福祉サービス等の現場では人手不足が結構激しい状況なので、こういう公的な会議ですとかいろいろな現場、研修も含めて行きたくてもいけない職員がたくさんいらっしゃいます。法人のガバナンスを高める上でも、経営層や管理者等の方が、きちっと出すということが必須ではないかと、私は思っていますので、よろしくをお願いします。

○片岡副会長 では、よろしくお願いたします。

それでは、今まで4種類の調査票の修正につきまして、御意見をいただきました。振り返りでの御質問でも御意見でも結構ですので、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○小沢委員 視覚障害者福祉協会の小沢でございますが、全体の意見ということですので、調査会場等を設けていただきまして、視覚障害者には、こちらの区役所の障害者福祉課、それから社協の交流コーナー、それから障害者福祉センター、これで面接による回答ができるというシステムをつくっていただきまして、ありがとうございました。

ただ、先ほどから言われているように、依頼する、お願いするに当たって、名前が分かる状況ですよね。視覚障害の誰々であるから、あれをしてくださいと、調査の記入をお願いしますという形になっておりますので、これは誰が答えたか分かる。

当然、守秘義務はございますでしょうから、明かすことはないと思いますが、そのことを踏まえたと、8月の委員会的时候にもありましたけれども、ウェブ調査をするということなのでネットを利用した調査、回答方法がある、今回からスタートするということなんですけれども、こちらですと、視覚障害でもそういう記名で調査に参加することができます。

果たして、視覚障害でウェブ調査に対応できるかどうかという点について、8月に特に申し上げましたけれども、その後、課のほうからサンプルをいただきまして、これで視覚障害、音声だけの利用で答えられるかという調査をさせてもらいました。

私ができる範囲でやったところでは、パソコンによるインターネット、これはスクリーンリーダーを使って回答ができました。ネットと接続して何番と押せば、それがもうサーバーに入る、そういう仕組みになっていると思いますが、私はスマホのほうもやってみましたが、QRコードを入れるほうですが、これは残念ながら、私の能力、技能ではできませんでした。し切れなかったというのが事実ですね。ただ、視覚障害には、もう私よりうんと進んだ人たちもいるでしょうから、スマホからでも回答可能な人もいます。

そこで、送付文という、資料2か3を見ますと、アスタリスクのところ、視覚障害には点字版と、それからデジ版があるということになっておりますので、そこにインターネット、ネットによる、あるいはウェブによる調査も可能、そこに入れるかどうかは分かりませんが、視覚障害者の場合は、ウェブ調査、音声スクリーンリーダーを利用して可能ですよというような文言が、これはないように思われますので、どこかに入れていただいたほうがいいのではないかと思います。

調査票の前文のほうに、インターネットのことがずらずらと書いてあるんですけども、その一部にでもいいと思うんですが、スクリーンリーダーの利用による視覚障害者の調査の参加も可能であるというようなことを1つ入れていただければなと思います。

○片岡副会長 ありがとうございます。

視覚障害の方への回答法の周知について御意見ですけれども、事務局、何か御回答ありますか。

○障害者福祉課長 委員の御意見のとおり、追記をさせていただきまして、あとはほかの障害の方につきましては、もう一度回答しやすいといえますか、そういったような案内文にもう

一度検討させていただきたいと思います。

○片岡副会長 小沢委員、そういう御回答ですけれども、よろしいでしょうか。

○小沢委員 はい。

○片岡副会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。まだ御発言のなかった方にできれば御発言いただければと思いますけれども。

秋山委員さん、いらっしゃいますか。何か御意見ございますか。

○秋山委員 以前の会議のときに意見をさせていただいたと思うんですが、ファクスを持っていない方のためにということで、ホームページのアドレスを入れていただいて、私としてよかったと思っております。ありがとうございました。

ほかに読んでみて、特に問題はないかなと思えました。私たちも、みんなに送付があったら返信をするように話をしたいと思っています。回答率が上がるように、私としても努力していきたいと思っております。

○片岡副会長 ありがとうございます。

民生委員さん、いらっしゃいますか。今日はいらっしゃらないですね。

心障センターの梶野委員さん、何か御意見、御感想はございますでしょうか。

○梶野委員 本当に感想になります。先ほど来、やはり新型コロナの影響については、いろいろ御意見、御議論があったと思います。残念ながら、また少し患者数が増えているような状況もありまして、今後もいろいろな対応を取っていく必要がありまかなくてはいけないものですので、そのためにも、今回この調査でを機に、いろいろな実態が把握できればと私も考えております。ので、事務局にはいろいろお手数をおかけしますがするするかと思うんですけれども、また質問の工夫等よろしくお願いたししたいと思っております。

○片岡副会長 ありがとうございます。

今井委員さん、いらっしゃいますか。

○今井委員 特にはないんですけれども、強いて言うとする、サービス事業者の方対象の部分で、例えば10ページの間20で虐待防止に向けて取り組んでいることを教えてくださいというような設問の中に、身体拘束の適正化に取り組んでいるかとか、そういう質問を入れてもいいかなというふうに感じたのと。

あと、12ページの間25でいいますと、「新型コロナウイルス感染症により、どのような影響がありましたか。」で、職員の採用も困難になった事業所もあるかと思うんですけれど

も、実際に陽性や濃厚接触になって職員の勤務を調整するのに非常に困難が生じた事業所もあるかと思っておりますので、そういった何か設問が追記できるようであれば、その他でも構わないですけれども、入れていただければなと思っております。

○片岡副会長 ありがとうございます。

事務局、何か御返事はありますか。

○障害者福祉課長 では、選択肢で追記をさせていただきたいと思っております。

○片岡副会長 ありがとうございます。

社協の関原委員さん、いらっしゃいますか。何かございましたら。

○関原委員 新宿社協の関原でございます。

アンケートの内容につきましては、専門部会等で議論を尽くしていただいて、いろいろ盛り込んでいただいたのかなと思ってございますし、また、今日、各委員からこんな工夫をしたほうが答えやすいんじゃないかですとか、今後の施策に反映できるんじゃないかという御意見は、全くそうだなという、自由に書いていただきたいという部分と少し統計的に整理がしやすい部分とというところで御苦労があるのかなと思っておりますけれども、より答えやすいよという御趣旨は、双方の意図かと思っておりますので、ぜひ工夫をしていただければと思います。

社協といたしましては、記入支援会場の一つを担わせていただくという立場がございますので、先ほど小沢委員から御心配事がありましたけれども、社会福祉協議会の職員も守秘義務を持ってございますので、御心配なく御案内いただければお手伝いさせていただきますというふうに思っております。

○片岡副会長 ありがとうございます。

区民委員さんから何か御意見ございますでしょうか。

○伊藤委員 伊藤でございます。こんにちは。

実は、私は4月の初めにコロナに感染しまして、そのときのことをちょっと一言、いいですか。

実際に感染して、一番多かったのは、テレビで言われるように何もしてもらっていないという状況ではなくて、都から食料品とかいろんなものを送っていただいて、自宅で10日間、少なくとも食事に関しては全く不自由がありませんでした。ここで都の方がいらっしゃるので、お礼を申し上げたいと思っております。

それで、よく分かったのは、感染したら本当に家族の触れ合いも駄目だったんですけれど

も、それでも何とか、いろいろなケアをしていただきましたので、無事に10日間の自宅療養を終えて職場に復帰することができました。

以上でございます。

○片岡副会長 ありがとうございます。

佐藤委員さん、何かございますか。

○佐藤委員 医療的ケア児の保護者の方への調査票に基づいて、ヒアリングの実施が差し替え前が約5名となっているんですが、この医療的ケア児の保護者の方は、どなたに聞くというか、5名から変わっているのかどうなのかというのを伺いたかったんですけども、どのように抽出して御質問を、調査をされているのかを伺いたいたんですが。

○片岡副会長 事務局、お願いします。

○障害者福祉課長 こちらにつきましては、医療的ケア児の保護者の方は、区でいろいろサービスを使っている方などをお願いをする予定でございますが、5名というのは、最終的に恐らく御協力いただけるだろうという推定の人数でございましたので、差し替えの資料では、推定値ですので5名しか聞かないということでもございませんので、誤解を生むかと思って削除をさせていただきました。

実際には、そういった区と関係がある方ですとか、医療的ケア児の保護者の方が団体をつくっておりますので、そういった団体を通じてヒアリングをしていきたいと考えております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○片岡副会長 ありがとうございます。

では、則竹委員さん。

○則竹委員 則竹でございます。

ちょっと本当に細かいところで申し訳ないんですけども、1つだけ確認なんですけれども、資料6、施設に入所している方対象の自由意見の一番最後のページ、問23、10ページのこの頭だけ、障害者施策に関してというところに「区の」という言葉が入っていないのは、あえてこれは外されているのでしょうか。

住所を移されている方もいらっしゃるんで、必ずしも区の障害者施策でなくてもいいという質問なのか、それともほかの意見用紙と同じように、区の障害者施策に関して聞きたいことなのか。あえて分けていらっしゃるのだったら、それで問題ないんですけども、何か意図があるのかなと思ったので、御質問させていただければと思います。

○片岡副会長 では、事務局、何か御回答いただけますか。

○障害者福祉課長 こちらは、施設に入所をされている方というのは、実際に新宿区内ではないところに施設もあるというところで外しているところではあるんですけども、御意見としまして、いただいた御意見を今後、政策に反映させていくのは新宿区の施策に反映していただきますので、ここにほかの調査票と同様に、区の障害者施策に関してというのを入れても差し支えないと思っております。

○片岡副会長 施設は、なかなか区部には少なくてというところもありますね。

すみません、梶原委員さん、最後になってしまいましたけれども、何かお話があれば。

○梶原委員 特にはございませんが、こういったアンケートを区の方々が集計されて、より政策に反映できればいいかなと思います。

○片岡副会長 ありがとうございます。

区の委員さんは、何か御意見ございますでしょうか。

子ども家庭部長さんとか健康部長さん、いらっしゃるようですけども。

○寺西委員 保健所長を兼務しています健康部長の寺西と申します。

非常に保健所のリソースが壊れてしまって、厳しい状況のときにも、高齢者と並んで障害者について、特に障害者施設に対しては力を入れて支援してきたつもりです。アンケート調査の結果なんかは新型コロナの質問を加えていただいたので、しっかりフィードバックしてもらって、今後の施策に活かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○片岡副会長 ありがとうございます。

子ども家庭部長さん、お願いします。

○生田委員 お世話になっております。子ども家庭部長、生田と申します。

私どもは、医療的ケア児というところでは法律もできましたので、子どもの分野でもそういったところをいろいろ取組を今後進めていかなければならないと考えておりますので、今回の調査結果につきましても、部としても受け止めさせていただいて、何ができるか、しっかりと考えていきたいと思っておりますので、引き続きいろんな御意見をいただければと思っております。

○片岡副会長 ありがとうございました。

ほかに何か、言い残されたことがある方はいらっしゃいませんか。

○伊藤委員 伊藤です。すみません。

先ほど都のほうばかり感謝の言葉を述べましたけれども、区の保健所の方から、看護師さんから度々にわたって、私の症状についていろいろケアしていただきまして、本当に区等の

方には本当に感謝いたします。

取りあえず、それだけを付け加えさせていただきました。ありがとうございました。

○片岡副会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま協議会の全委員による協議の末に、調査票について一応の結論が出せたのではないかというふうに思います。いろいろ御意見、修正点がありましたので、それにつきましてははまた事務局と、あるいは会長に御一任ということによろしいですか。今日は御欠席ですけれども、中身をお伝えして、会長と事務局でまとめていただいて進めていただきたいというふうに思います。

事務局から、何かございますか。

○福祉推進係主任 では、本日皆様よりいただきました御意見を踏まえた最終稿につきましては、事後報告とはなってしまうのですが、委員の皆様へ発送いたします。

これから約1か月間、発送や記入支援、回収、そして集計、分析へと進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○片岡副会長 続きましては、次第の3ということになりますが、その他ということで、事務局から何かございますでしょうか。

○障害者福祉課長 本日、総合支援法の改正の法律案の概要を配らせていただきました。こちらにつきましては閣議決定されたものというところで、まだ案ではございますけれども、情報提供をさせていただきます。また、詳しいことにつきましては、今後、国のほうから示されるというふうに考えておりますので、本日は情報提供のみとなります。

続きまして、今後の予定についてです。

調査につきましては、11月中旬に開始をするというところで進めまして、回収後、速やかに集計を行います。速報値の集計のほうを確認した後、年明けの1月中旬に第4回の専門部会、2月頃に第3回の協議会を開きたいと考えております。

第4回の専門部会につきましては、1月18日、水曜日を予定しております。また、改めて御案内はさせていただきます。

報告書を最終的に作成するんですけれども、その報告書の作成に向けて、またこちらのほうで協議をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第3回の協議会につきましては、日程のほうはまだ決まってございませんので、また改めまして日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、国のほうから、今度は第7期の障害福祉計画に関する指針などが今後示される予定

です。示されましたらば、速やかに協議会の皆様のほうに情報提供させていただきまして、来年度の計画策定に生かすようにしていきたいと思っておりますので、引き続き御協力のほうをよろしく申し上げます。

○片岡副会長 ありがとうございます。

皆様、大変御協力ありがとうございました。

閉会に当たりまして、松田委員のほうから、どうぞ一言お願いいたします。

○松田委員 福祉部長の松田でございます。

本日も大変貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。

いよいよ調査も始まるということで御一任いただきましたので、調査票を会長と本日いただいた御意見を反映させまして、いよいよ調査ということになってまいります。しっかり調査して、ぜひ事業者さんであるとか団体さんの方で、皆さんにぜひ調査に御協力いただけるように、調査票が届いたらということで、我々も記入の支援とかそういったところに努めて、できるだけ皆さんが回答しやすいような環境の確保に努めてまいりますので、皆さんでこうやって、たたいて、たたいていい調査が出来上がったと思っていますので、せっかくの調査ですので、今後の施策に生かすためにも皆さんに御回答いただければというふうに思います。

また、次回のとくに調査内容、結果についても、ある程度報告できるのかなと思っています。しっかり進めていきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○片岡副会長 ありがとうございました。

これもちまして、第2回障害者施策推進協議会を終了させていただきます。

長時間の御協力、代理への御協力、どうもありがとうございました。

午後 3時05分閉会